

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です

医療費のお知らせとは？

医療費のお知らせ（医療費通知）とは、加入者（被保険者・被扶養者）が医療機関に支払った医療費の額などについて、保険者（国民健康保険等）が加入者に通知するものです。以下の情報が記載されています。

- (1) 被保険者等の氏名
- (2) 診療を受けた年月及び日数
- (3) 診療を受けた者の氏名
- (4) 診療を受けた病院、診療所、薬局その他の名称
- (5) 被保険者等が支払った医療費の額
- (6) 保険者等の名称等

医療保険制度では定期的に「医療費通知」をお送りしています。この医療費通知を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告するときに必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。ただし、確定申告期間内の通知ができない診療月もあるため、その場合はご自身で領収書等に基づいて「医療費控除の明細書」に記載してください。

発送の時期	国民健康保険		後期高齢者医療保険	
	診療月	発送月	診療月	発送月
	12月・1月診療分	4月	12月から3月診療分	7月
	2月・3月診療分	6月	4月から7月診療分	11月
	4月・5月診療分	8月	8月から11月診療分	2月
	6月・7月診療分	10月		
	8月・9月診療分	12月		
	10月・11月診療分	2月		

※上記の医療保険ではない期間の保険については、それぞれの保険者にお尋ねください。

【注意事項】

- ◆医療費通知額と領収書の額が異なる場合があります。これは、審査結果や端数処理によるものです。
- ◆保険金などで補てんされる金額（生命保険、高額療養費、子ども医療、福祉医療等）は対象となりません。実際にお支払いになった金額に訂正して申告してください。
- ◆医療費通知に記載されていない医療費や、保険外負担された医療費がある場合は、領収書に基づき「医療費控除の明細書」に直接、書き加えてください。
- ◆領収書に基づき申告された場合は、領収書を確定申告期限等から5年間、自宅等で保管してください。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973

介護保険要介護認定者及び扶養者のみなさまへ 「障害者控除対象者認定書」の交付を行います。

障害者手帳等をお持ちでない介護保険要介護認定者で、要介護1～5に認定されている人のうち、一定の要件にあてはまる人は、申請に基づき「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書は、所得税や住民税（市県民税）の申告をする際に提示することによって、要介護認定者本人又はその扶養者が所得控除（障害者控除又は特別障害者控除）を受けることができます。

※障害者控除対象者認定は、所得税または市県民税の控除対象者としてのみ適用を受けるものであり、その他の制度やサービス等における対象となるものではありません。

※「障害者控除対象者認定書」の交付には、申請をいただいてから1週間程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

【申請方法】

- ◆申請できる人 本人又は親族
- ◆申請窓口 うきは市役所西別館 保健課 介護・高齢者支援係
うきは市民センター2階 浮羽市民課
- ◆必要なもの 申請者の印鑑

●問合せ 保健課 介護・高齢者支援係 ☎75-4960

確定申告等の際は
お忘れなく
お持ちください

